

平成 24 年度 事業計画書

(平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで)

1. 基本姿勢

当財団は、公益法人制度改革における法令等の改正により、主務行政庁である北海道の認可を受け、平成 24 年 4 月 1 日から「一般財団法人」として新たにスタートすることになります。また同時に、帯広市の指定管理者として第 3 期目の指定を受け、今期は 5 年間という指定管理事業期間のスタートの年ともなります。

平成 24 年度事業実施にあたりましては、旧財団法人体制以上の、より一層の公益目的事業の実施並びに公共サービスの向上、新分野事業への取組みに努めてまいります。

自主事業の取組みといたしましては、優れた芸術文化を提供する文化振興事業、市民の健康・体力づくりを進めるスポーツ振興事業、さらに文化団体や体育団体との協働による文化・スポーツの普及振興を進め、地域に根ざした事業を推進してまいります。

文化・スポーツ施設の指定管理運営事業及び附帯する事業につきましては、市民の施設としていつでも気軽に楽しく利用していただけることをモットーに、利用者がより良い環境のもとで活動できる機会や場を提供するとともに、施設運営の効率化を図りコスト削減に努め、以下の通り各種事業を展開してまいります。

2. 文化振興事業

定款第 4 条第 1 号及び第 4 号に掲げる事業は、次の計画により行う。

※印の事業は、帯広市開拓 130 年・市制施行 80 年主催事業として開催する。

「i」市民自ら行う文化活動を活発にするための事業

- (1) 第 31 回おびひろ市民芸術祭 ※ (5 月 3 日～15 日)
市内で活動している文化団体及び個人を対象に、日頃の成果を発表する機会を提供することに併せて、市民が展示会や舞台公演、お茶会に参加・鑑賞する機会を提供することを通して、地域の芸術文化の振興に寄与することを目的とする。

「ii」地域に文化活動の種を蒔き、育てる「養成」と「支援」の事業

- (1) 第 24 回親と子のわくわく音楽会 ※ (2 月 3 日)
帯広・十勝の小学生低学年以下の児童を主に対象とし、日頃接する機会の少ないオーケストラの生演奏と楽器体験などを通して、親と子のふれあいの場と音楽の楽しさを知ってもらう機会を提供することを目的とする。
- (2) 帯広市民文化ホールセミナー「はじめての舞台体験」 (1 月 5 日、10 日)
小学 4 年から 6 年生の児童を主な対象に、通常は目にする事のない市民文化ホールの舞台機構や音響・照明設備等の見学と操作体験を通して、舞台技術や芸術文化に興味をもってもらう“きっかけづくり”を目的とする。

- (3) マタニティ・コンサート (1月)
妊娠中の女性を対象に、生まれてくる胎児に胎教に良い音楽を聴かせ、母子ともに音楽に興味を持ってもらうことを目的とする。
- (4) 幼児向けプチコンサート (3月)
開催されることの少ない幼児向けのコンサートを実施することで、幼い頃から音楽に触れる機会を提供するとともに、音楽の楽しさを知ってもらうことを目的とする。
- (5) 第4回子どものための音楽ワークショップ (3月)
帯広・十勝の子どもたちを対象に国内外の一流アーティストによる初級から上級までの個別実技指導を受ける機会を提供することを通して、音楽文化に対する興味関心を啓発することを目的とする。

「iii」地域にオリジナルな文化をつくる事業

- (1) バッハ「ロ短調ミサ」全曲演奏会及び「こどもたちに届けたい音物語」演奏会 ※
(4月20日、22日)
帯広・十勝の合唱愛好者を公募し、プロの演奏家と共演することを通して地域の合唱人口の拡大を目指すと同時に、優れた演奏を鑑賞する機会を提供することを通して音楽文化の振興に寄与することを目的とする。
- (2) 帯広交響楽団第34回定期演奏会 (5月20日)
市民が支援する市民オーケストラによる優れた演奏を鑑賞する機会を提供することを通して、地域の芸術文化の振興に寄与することを目的とする。
- (3) 帯広交響楽団特別演奏会「交響詩十勝」 ※ (12月16日)
帯広・十勝の合唱愛好者を公募し、地域のために作曲された「交響詩十勝」を市民オーケストラとともに演奏することを通して、帯広・十勝に生まれたことに感謝して生きる喜びを感じてもらうことを目的とする。

「iv」プロの芸術・芸能を鑑賞する機会を提供する事業

- (1) 感性の豊かな子供たちに優れた芸術文化を鑑賞する機会の提供
- ア) 道新ジュニアクラシック「小中学生のための札幌コンサート」 ※ (10月24日)
帯広市内の小中学生に、日頃接する機会の少ないオーケストラの生演奏を鑑賞する機会を提供するとともに、音楽や楽器の話を通して児童生徒の情操の修養を図ることを目的とする。
- イ) それいけ！アンパンマン ミュージカル「いのちの水を救え！」帯広公演
(11月23日)
子どもたちに絶大な人気のキャラクターによるミュージカルを鑑賞する機会を提供することを通して、乳幼児に舞台芸術の素晴らしさを体験してもらうことを目的とする。

(2) 優れた国内外の芸術文化を鑑賞する機会の提供

- ア) NHK交響楽団帯広演奏会 ※ (8月25日)
国内トップレベルのオーケストラの演奏を鑑賞する機会を提供することを通して、地域の芸術文化の振興に寄与することを目的とする。
- イ) 小曽根真ジャズピアノリサイタル with 帯広交響楽団 vol. 2 ※ (9月29日)
優れたジャズピアノ公演を鑑賞する機会を提供すると共に、市民オーケストラに違ったジャンルの音楽家との共演機会を提供することを通して、創作活動に刺激を与え、地域の芸術文化の活性化に貢献することを目的とする。
- ウ) 神尾真由子&ミロスラフ・クルティシエフ デュオ リサイタル ※ (11月27日)
第13回チャイコフスキー国際コンクール優勝者と第1位入賞者によるヴァイオリンとピアノの演奏を鑑賞する機会を提供することを通して、地元芸術家に刺激を与え、文化創作活動を啓発することを目的とする。
- エ) 東京バレエ団帯広公演 ※ (2月10日)
日頃接することの少ない日本を代表するバレエ団の公演を鑑賞する機会とワークショップに参加する機会を提供することを通して、地元バレエ愛好家の創作活動に刺激を与え、地域の芸術文化の活性化に貢献することを目的とする。

(3) 多くの市民が気軽に楽しめる事業を鑑賞する機会の提供

- ア) ミュージカル「王様と私」帯広公演 (7月18日)
一流のスタッフ、キャストによる質の高いミュージカル公演を鑑賞する機会を提供することを通して、地域の演劇文化の発展に寄与することを目的とする。
- イ) 海流座帯広公演「父、帰る」「二十二夜待ち」 ※ (10月11日)
優れた演劇公演を鑑賞する機会を提供することを通して、地域の演劇文化の発展に寄与することを目的とする。
- ウ) ムノツィル・プラス金管七重奏帯広公演 ※ (2月24日)
優れたプラス・アンサンブル公演を鑑賞する機会を提供することを通して、地元吹奏楽愛好家の創作活動に刺激を与え、地域の芸術文化の活性化に貢献することを目的とする。

「v」地域文化の「担い手養成事業」

- (1) 子どものためのバレエワークショップ (通年)
帯広・十勝のバレエを愛好する子どもたちを対象に、国内外で活躍されているバレエ講師を招聘し、初級から中級までの実技指導を実施することを通して、地域のバレエ文化の普及振興を図ることを目的とする。
- (2) 帯広市民文化ホールセミナー「舞台技術講習会」 (7月)
高文連十勝支部演劇専門部の生徒を対象に、音響や照明など舞台に関する基本的な知識を実際に舞台上で体験しながら学ぶことを通して、地域の演劇文化の普及振興と舞台技術の振興を図ることを目的とする。

(3) 帯広市民文化ホールセミナー「学習発表会に役立つ舞台技術」 (9月)
市内の小学校を対象に、学習発表会に活用できる舞台、照明、音響の基本的な技術を指導することにより、舞台芸術に対する興味と理解を深めてもらい、将来の文化ホール利用者の拡大を目指すことを目的とする。

(4) オペラ ワークショップ (通年)
帯広・十勝のオペラ愛好家を対象に、オペラの練習から公演までの組み立て方、演出技術などのノウハウを学ぶ機会を提供することを通して、地域のオペラ文化の普及振興を図り、第5回帯広市民オペラに向けてスタッフ並びに出演者を育成することを目的とする。

3. スポーツ振興事業

定款第4条第2号及び第4号に掲げる事業は、次の計画により行う。

※印の大会・事業は、帯広市開拓130年・市制施行80年協賛事業として開催する。

「i」各種スポーツ教室開催事業

		全36事業
(1) バドミントン教室	(1事業)	9月～11月
(2) テニス教室	(6事業)	5月～3月
(3) 卓球教室	(2事業)	5月～10月
(4) 体操教室	(10事業)	4月～3月
(5) 水泳教室	(6事業)	4月～3月
(6) 水中運動教室	(2事業)	4月～3月
(7) スケート教室	(5事業)	9月～3月
(8) 走り方教室	(2事業)	5月～10月
(9) スポーツ栄養講習会	(2事業)	11月～1月

「ii」スポーツ大会等開催事業

		全14大会
(1) 第26回財団杯少年サッカー大会 ※		(8月)
(2) 第27回財団旗少年野球大会 ※		(8月)
(3) 第21回財団杯身障者パークゴルフ大会		(9月)
(4) 第26回財団杯ちびっこアイスホッケー大会 ※		(10月～11月)
(5) 第4回財団杯帯広の森パークゴルフ大会		(10月)
(6) 第19回財団杯女子アイスホッケー大会		(10月～11月)
(7) 第15回財団杯兼帯広市健康スポーツ推進委員会杯雪中パークゴルフ大会		(2月)
(8) 第26回財団杯ママさんバレーボール大会		(2月)
(9) 第27回財団杯室内ゲートボール大会		(12月)
(10) 第9回十勝地区障がい者水泳大会兼第7回帯広市文化スポーツ振興財団HCスイムフェスタ		(10月)
(11) 第6回財団杯兼サントリーカップ第6回全国小学生タグラグビー選手権十勝地区予選大会 ※		(11月)
(12) 第4回財団杯帯広オープン・男女団体混合卓球大会		(10月)
(13) 2012' 帯広の森スピードスケート競技会		(11月)
(14) 第3回真夏の雪合戦 in 帯広の森 ※		(7月)

「iii」プロスポーツ開催・観戦事業

(1) プロ野球パシフィック・リーグ公式戦 (8月7日～8日)
広く市民にプロ野球の醍醐味を堪能していただく場を提供することを目的とし開催する。
「北海道日本ハムファイターズ VS 福岡ソフトバンクホークス」 2連戦

- (2) プロ野球観戦野球教室 (8月7日～8日)
小・中学生、身障者、指導者を野球観戦に招待し、夢と希望を与え健全な青少年の育成と技術の向上を図ることを目的に開催する。
- (3) なでしこリーグ観戦教室及びサッカー教室 ※ (6月2日～3日)
オリンピック出場を決めている日本女子サッカーの試合を観戦していただき、世界でも互角に戦えるプレーを堪能していただくことを目的とし開催する。
「スペランツァFC大阪高槻 VS 日テレ・ベレーザ」

「iv」スポーツ共催事業

- (1) 帯広の森スポーツフェスティバル (10月)
市民がこぞってスポーツに親しみ、心身をきたえ健康で明るい家庭づくりと町づくりに役立てることを目的とする。
- (2) 2013十勝大平原クロスカントリースキー大会 (3月)
「十勝大平原国際クロスカントリースキー大会」を継承し、更なる冬の健康づくり並びに人と人との交流の拡大を図ることを目的とする。
- (3) 楽しいアイスホッケー初心者教室 (9月～1月)
アイスホッケーの楽しさを通して、スケートに親しみ、小学生低学年及び幼児の健康体力づくり、スケート人口底辺拡大と普及振興を目的に開催する。
- (4) アーチェリー初心者教室 (7月～8月)
洋弓とは、どのようなものか？アーチェリー協会指導者のもと、弓具に触れ、実際に矢を射るまでの基礎を学ぶ。
- (5) 第27回日本クラブユースサッカー選手権(U-15)大会 十勝開催支援事業 (8月)
日本クラブユースサッカー選手権(U-15)大会及びデベロップカップ大会の十勝開催に当たり宿泊受け入れ及び選手役員の輸送、芝生環境の改善など、大会の運営を円滑に進めることを目的とする。

「v」青少年の交流派遣事業

- (1) 第20回帯広・韓国アイスホッケー親善交流大会 (8月)
アイスホッケーの交流を通じ、帯広と韓国の若人が固い友情と深い相互理解で結ばれ、共にアイスホッケー技術の向上のみならず国際人としての視野の確立と育成に努め、社会貢献できる人材育成を目的とする。
- (2) 2012/2013日・韓スピードスケート交歓交流競技大会 (12月)
帯広市の強化選手の資質向上及び国際試合の経験をするとともに国際親善を深めることを目的とする。
- (3) 第5回帯広・韓国高校生バスケットボール交歓大会 (7月)
韓国の高校生とバスケットボール競技を通じて、国際人としての視野の確立と社会に貢献できる人材育成に寄与し、帯広と韓国若人の相互理解を深め、バスケットボール技術の向上を図ることを目的とする。

「vi」地域型スポーツクラブ事業の実施及び調査研究

- (1) スポーツ事業振興調査研究（総合型地域スポーツクラブの取組み）（4月～3月）
スポーツ事業振興策として、地域住民の地域スポーツクラブ化への取組みから、帯広の森運動施設を主な活動場所として現在活動をおこなっている「おびひろの森スポーツクラブ」が開催する各種事業をスポーツ関係機関やスポーツ団体と共同開催する。
また、地域型スポーツ事業の推進を図るべく調査研究を行なうものとする。

4. スポーツ施設設置維持運営事業

定款第4条第3号に掲げる事業は、次の計画により行う。

- (1) すば一く帯広維持運営

5. 地域振興活性化及び市民交流事業

定款第4条第5号に掲げる事業は、当期計画なし。

6. 芸術文化・スポーツ施設等の利用促進及び管理運営事業

定款第4条第6号に掲げる事業は、次の計画により行う。

- (1) 行政機関の指定又は委託を受けて、芸術文化、スポーツ施設等の利用促進と管理運営を行う。

主な管理運営施設

- | | |
|---------------|-------------------|
| ・ 帯広市総合体育館 | ・ 帯広の森体育館 |
| ・ 帯広の森研修センター | ・ 帯広の森屋内スピードスケート場 |
| ・ 帯広の森アイスアリーナ | ・ 帯広の森第二アイスアリーナ |
| ・ 帯広の森野球場 | ・ 帯広の森陸上競技場 |
| ・ 帯広の森市民プール | ・ 帯広の森弓道場・アーチェリー場 |
| ・ 帯広の森テニスコート | ・ 帯広の森スポーツセンター |
| ・ 帯広の森球技場 | ・ 南町等屋外運動施設（6施設） |
| ・ 帯広市民文化ホール | |

7. その他目的達成のため必要な事業

定款第4条第7号に掲げる事業は、次の計画により行う。

- (1) 管理施設関連附帯事業（収益事業）

管理施設利用者の利便に供するとともに、公益目的事業を行う財源の一部を賄うための事業を行う。